

平成 30 年第 3 回安城市議会定例会付議案件
(追加分)

仮番	内 容							
21 の 2	議 案 番 号	第 7 9 号議案						
	議 案 名	安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について						
	摘 要	安城幼稚園及びさくの幼稚園を廃止するもの (施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日						
21 の 3	議 案 番 号	第 8 0 号議案						
	議 案 名	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について						
摘 要	<p>安城市立幼保連携型認定こども園を新設するもの</p> <p>1 設置 認定こども園の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 70%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安城こども園</td> <td>安城市相生町 1 8 番 7 号</td> </tr> <tr> <td>さくのこども園</td> <td>安城市篠目町 4 丁目 2 2 番地 2 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 入園することのできる者 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満 3 歳に達する子どもを除く。以下同じ。）に該当する支給認定子どもとする。</p> <p>3 保育料の額 一月につき、法第 2 7 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>4 保育料の納付 保護者は、毎月末日までにその月分の保育料（認定こども園が当該保育料に関し法定代理受領を受ける場合にあつては、当該法定代理受領に係る額を保育料から控除した額とする。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>5 延長保育利用料の額及び納付 保護者は、法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが延長保育を受ける場合は、月額 6, 5 0 0 円を限度として規則で定める額を延長保育利用料として保育料と併せて納付しなければならない。</p> <p>6 保育料等の減免 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料又は延長保育利用料を減免することができる。 (1) 保護者の病気又は災害等により保育料又は延長保育利用料の納付が困難であると認められるとき。 (2) その他特別な理由があると認められるとき。</p> <p>(施行日) 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>		名 称	位 置	安城こども園	安城市相生町 1 8 番 7 号	さくのこども園	安城市篠目町 4 丁目 2 2 番地 2 1
名 称	位 置							
安城こども園	安城市相生町 1 8 番 7 号							
さくのこども園	安城市篠目町 4 丁目 2 2 番地 2 1							

仮番	内 容	
21 の 4	議 案 番 号	第 8 1 号議案
	議 案 名	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	摘 要	<p>安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴うもの</p> <p>次の条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 安城市都市公園条例 観覧車等の利用料金の減免に関する規定に、認定こども園を追加する。</p> <p>(2) 安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 観覧料の減免に関する規定に、認定こども園を追加する。</p> <p>(3) 丈山苑の設置及び管理に関する条例 入苑料の減免に関する規定に、認定こども園を追加する。</p> <p>(4) 安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例 入園料の減免に関する規定に、認定こども園を追加する。</p> <p>(5) 安城市行政手続条例 適用除外に関する規定に、認定こども園において、教育又は保育の目的を達成するために、入園者又はその保護者に対してされる行政指導を追加する。</p> <p>(6) 安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 幼保連携型認定こども園にあっては、手続を市長が行うものとする。</p> <p>(7) 安城市市民安全条例 施策の策定及び実施に当たっての基本となる事項のうち、安全確保の対象として認定こども園を追加する。</p> <p>(8) 安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 プラネタリウム観覧料の免除に関する規定に、認定こども園を追加する。</p> <p>(施行日) 公布の日（次に掲げるものを除く。） (5) (6) 平成31年4月1日</p>
21 の 5	議 案 番 号	第 8 2 号議案
	議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>建築基準法施行令の改正に伴うもの</p> <p>建築基準法第43条第2項に規定する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の新設 申請1件につき27,000円</p> <p>(施行日) 平成30年9月28日</p>

仮番	内 容	
23	議 案 番 号	同意第5号
	議 案 名	教育委員会委員の任命について
	摘 要	<p>委員 加藤滋伸の任期満了（平成30年9月30日）に伴う後任の任命</p> <p>教育委員会委員</p> <p>任期 4年</p> <p>定数 4人</p> <p>要件 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>